

1

はり準政府機関的な色彩が非常に強いものであつたわけでありますから、そ

の間にそれを絶対に区別するほどの根本的な差異というものはやはり見当たらないんじゃないのか、こういうように

も思われるわけであります。従つて、こういう点について今後の問題としてできるだけ早い機会に十分御検討をい

それから掛金をその期間全くかけてなかつたといふようなものもあるわけでありますけれども、さういふようなも

のものも彼此勘考いたしまして、何とかそれらのものを若干でも通算できるようこの形をぜひ一つ出して、ござくようこ

お預かりいたしておきたいと思うわけであります。その点で大臣からも御答弁をいたさうと思います。

○小金國務大臣 ごもつともな御意見
でありまして、やはり捐金とか勤務地
の問題、いろいろござりまするまし

も考慮いたしまして、できるだけすみやかに検討を加えまして、御取扱の原

「かにれ語がんばる」 従業員の新規登録に沿って努力して参りたいと思つております。

○平岡委員 小崎忠秀良君
きょう上程になつておる
法律案に必ずしも直接関連のないこと
であります、小金部改大臣が見る見込

かまほどの毎日新聞の後編にて、この
ことわざが、今更ながらお見え
になつておりますので、お伺いしたい
と思うのです。

合理きわまる郵便年金」と題しまして、投書が載つております。これは短いですかうよつと載りますが、この

問題につきまして当局の御説明をいただきたい。「老後の生活安定」ということで年金額三十円、五十才支払開始の居

相当長期にわたる掛金または払い込み

分研究いたしたいと思っております。

うなことを繰り返さないといふ立場

制度に取り組んでおる政府機関として

等をする制度につきましては、ただいま御指摘になつた新聞記事のようないま実例がございます。特に郵便貯金にも小額のそういう金額が相当たくさんござります。戦前戦後にわたりますと、貨幣価値が御承知のように三百倍とか四百倍近く物価指數等から動いておりまして、この調整をどうしてするかということは当然考へられたようでありますけれども、これは他の生命保険その他のとも関連いたしまして、郵便年金制度についてその措置がとられなかつた。しかし、貨幣価値の大変動の直後において、できるだけどんどん手当をされたようですが、今御指摘のように、いなかでよく事情のわからなくなつた人は、そのままに放擲されておつた実例があるようであります。ただいま御指摘になりました点は私どもさらによく考えますけれども、先般來、法案の審議に関連いたしまして、郵便年金制度そのものが、国民年金やあるいはまた各種保険の発達等によりまして、どうのこうのという御意見があつきましたけれども、やはり郵便年金は需要者も相当ございまして、現在はつきりした数字はまだわかりませんが、六十億円くらいじゃないかという見当でありますと、その中に、どの程度たゞいま御指摘のようなものがあるか、これもよく調べまして、われわれ体的に今日の物価指數に直して支払うべきは一番御満足がいくと思ひますけれども、他の制度との関連もありますと、ここで具體的に、他の長期にわたる掛金、積み立て等に関連する一環の問題として研究いたしたいと思います。ここで具體的に、今日の物価指數に直して支払うべきは一番御満足がいくと思ひますけれども、他の制度との関連もありますと、ここで具體的に、他の長期にわたる掛金、積み立て等に關連する一環の問題として研究いたしたいと思います。ここで具體的に、今日の物価指數に直して支払うべきは一番御満足がいくと思ひます。

○平岡委員 御回答の限界はそのくらいなことであることは想像いたしておりました。ただ、現在郵便年金というものの制度はやはりあるのでしょうか。

○小金國務大臣 ござります。

○平岡委員 そうしますと、将来に向かいまして、こうした不盾せる事例にかんがみまして、将来インフレ、貨幣価値の変動に見合つてスライドをしていくといふよろな、そういう合理的な方式が打ち出せるものかどうか。それから、将来四、五十年たって、現在の郵便年金の契約について、こうした動きを見ることがないような形が一つもとられておらないのであるかどうか。こうした点について御見解はどうなんでしょうか。

○小金國務大臣 郵便年金制度をもちろん存続いたしまして、これからも郵便年金を御利用の方にサービスをすゝむつもりでおりますが、ただいま御指摘のように、相當長い年月を経ると、貨幣価値の方からいって価値がなくなることがあります。しかし、第二次世界大戦という異常な状態中にはさみまして、その間の一つどもは、今後の郵便年金の普及につき環の措置としてるべきものが、ほとんど全部がとられなかつた。その一つとして今残つておるのであります。私どもは、今後の郵便年金の普及につきまして、期間をなるべく短くする、あるいはまた、貨幣価値の変動があつた際には、その程度に応じて適当な措置を講じていくべきである、大体こういう考え方を持つて、まず郵便年金を利用される方はそこを考えていただいて、われわれの方も再びこういふようなことを繰り返さないといふ立場で

○平岡委員 ただいまこれから本委員会を通過せんとする公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、この法律案は旧令共済組合期間と三公社共済組合期間の通算の合理的是正を要旨としております。要するに国民年金等を扱っているそういうサービス部門としての職員関係においては、戦前正が企てられておるわけですが、こういう職員の方に対してもはこれだけ行き届いたことがあるのですけれども、主人公である国民それ自体の年金とかいう事柄に対しては、その万分为の一つも配慮がなされておらぬわけなんですね。ですから、この点を対照的に一看ると、われわれとしては矛盾撓着を感じまして、納得いきかねるわけあります。この公共企業体の職員それ自身は本来は国民へのサービスをなす人たちなので、その人たちの身分保障とか物価上の是正、つまりインフレに対する正当な防衛的なことを法律案として出して出していくことはけつこうなんですがれども、あなた方が奉仕すべき国民それ自体においては、この新聞紙上といふところにあるがごとく、このこと一つを取り上げてみましても、なかなか行かぬとき届いた処置にはなつておらぬといふ矛盾をわれわれは痛感いたしますが、こういう訴えを契機としまして、郵便年金制度を運営なされておる郵政省——これは単に郵政省ばかりではありませんが、これと同じような一連の制度に取り組んでおる政府機関として、次第であります。

点を、ただ単に、その委員の現在の職業が何であるかといふ点から、外的的に判断するわけにも参らない点があると思ひます。従いまして、実質上外務省、法務省のこういう選び方が第九条四項を逸脱しておるかといふ点になりますと、私ども外形標準のみでは逸脱しておるとは考えておりません。ただ運営方法いかんによりましては、一部の者の利益に偏することのないよう

に注意規定に触れるおそれもござりますので、それらの点は実情に即して両当局とも御相談申し上げたいと思ひます。

○有馬(輝)委員 それではお伺いいた

しますが、外形で一がいには言ひ切れ

ないといいますと、その判断はどこで

されるのですか。少なくとも各省庁に

は管理職群というものがあり、それに

よつてその性格を規定するし、労働組

合の組合員の範囲等についても、今 I

L.O.条約とも関連いたしまして非常に

問題になつておりますが、形式を抜き

にしてどのような点を妥当かどうかと

いう判断の基準にされるのですか。

○船後政府委員 法律の第九条四項

で申しておりますのは組合員の問題で

ございまして、これは共済組合員でござ

ります。従いまして、各省によりまし

て、たとえば外務省でございますが、

外務省では、職員の相当部分が外地に

おり、特殊な事情にござりますので、大

体こういった一部の者の利益に偏する

ことがないという基準の置き方を種々

しておられます。また、法務省におきま

るいは保安調査局系統、あ

それぞれ職域に一つの基準を置きましても、広く組合員の利益を代表する委員を選出しておられる、かよろしく了解しております。

○有馬(輝)委員 たとえば官房とか、東京地検とか東京法務局、これらにはいわゆる組合に加入しておる人々はいないのですか。

○船後政府委員 私ども、それぞれの省の労働組合がどういう構成になつておりますか、遺憾ながら知識を持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましてもこれらの人たちは其組合員でござります。御指摘のように外務省の官房にはもちろん共済組合員がおられるわけでございまして、その官房の総務参事官も共済組合員でござります。その中に外務職組の組合員がおるかどうか、これはどうも私ども確認いたしかねます。

○有馬(輝)委員 非常に形式的な答弁をされたのですが、私が聞いておる趣旨はおわかりだろうと思うのです。何よりこの同数になつておるようございませんが、この同数にななければならないという規定はどこにあるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○船後政府委員 法律の規定によりますと、委員は十人以内といたしておりますので、必ずしも同数でなければならぬ、かような結論にはならないのでございますが、ただ各単位組合においてお伺いしたいたしまして、その定款の中は定款がございまして、その定款の中で、それぞれ自主的に委員の選出方法を定しております次第でござります。

○有馬(輝)委員 先ほど申し上げましたそりといった各省庁の定款によりまして同数を選んでおるのであります。これは法九条第四項の趣旨に合致するが、こういった選び方をしなければならない理由があれば、それをお伺いしたことは、連合会の運営に関する重要な項目を審議するための諮問機関である、議員の氏名、これをずっと読み上げてください。

○船後政府委員 実はその名簿を持參しておられると了解いたしましたが、これは連合会としての考え方を聞かしていただきたい。

○有馬(輝)委員 もう一つの選び方であるかどうか、この点についてお伺いいたしましたが、それはお伺いいたしました。それで、その会の性格といたしましては、連合会の運営に関する重要な項目を審議するための諮問機関である、議員の氏名、これをずっと読み上げてください。

○船後政府委員 ただいま申し上げましたよなうな委員の選出方法と運営の仕事もお伺いいたしましたが、私の記憶で申しますが、現在の理事並びに監事と評議會の理事のうち、常務理事を除く理事は、大体評議員会のメンバーでござります。先ほど申し上げました通り、この評議員会の方は、それぞれの加入組合を代表いたしまして、評議員としての資格で連合会の重要事項の審議をいたすわけでござります。他方、同一人が理事の資格で執行機関——もちろん同一人格が二つの職を兼ねるにつきましては、監事と理事が同一人格を占めるということは、これは禁止しなければならないと思うのでござります

が、先ほど申しました通り、評議員会は各單位共済の代表者をもってそれぞれ重要事項を審議するという性格でござりますので、同一人格が二つの職を兼ねておりますし、差しつかえないかのように解しております。

○有馬(輝)委員 しかば、諸問機関に近い性格を持つておるものと執行機關とが同一人で構成されておるようなもののがほかにありましたら、一つお教えをいただきたいと思います。

○船後政府委員 私の記憶する限りでは、ほかの方の法人のこういった構成状況を存じませんので、そりいした例を申し上げることはできません。御了承願います。

○有馬(輝)委員 私は、少なくとも、この構成といものは、評議員と理事といものは別々にするのが筋ではないかと思うであります。常識で考えて、当然そらだと思うのです。自分たちが執行しがきめておいて、自分たちが執行して、評議員会に諮るも何もありはせぬです。そうでしょう。それでは今まで評議員会でどのように運営されてきたか、実例をお聞かせ願いたいと思ひます。あとで私は具体的な例でお伺いいたしますけれども、何か拂曉するよし異議なしで通してきたのが現在まで山積みにして置いて、評議員が異議なさいましたか。その日に決算書を出して、膨大な資料をこんなに提出されます場合には、事柄の性質も各省政府の長が選任するわけございませんが、この評議員の性格は、第二三十五条第三項によりますと、評議員も各省各府の長が選任するわけございませんが、この評議員の性格は、第一項にあります通り、加入組合を代表するものでございますので、各單位組合の仕事は、定款の変更、それから運営他連合会の業務に関する重要な事項、これらいつたものを決定することになつているわけであります。その決定にあたっては、先ほど申し上げましたように、第九条によりまして、全組合員の意向を反映するようになつて、ちゃんと規定づけられておりますが、今は、大蔵省当局の見解として、議を全くしているから、全組合員の意向を代表して、しかも十数年間スムーズに運営されてきたというお言葉をお聞きしたのでありますけれども、現在の千分の四十四の掛金率をきめます際には、スムーズに運営されて参りましたのですか。私は、この千分の四十四が決定されました経緯について、この際詳しくお聞きしておきたいと思いま

○船後政府委員 私、特に評議員会に出席するような立場に置かれておりませんので、内部の審議の状況は存じておませんが、從来からの例によりまいます。そこで、各單位組合の意を代表しなければならないものでござりますと、三十六年度の事業計画によります。

○有馬(輝)委員 しかば、諸問機関に近い性格を持つておるものと執行機関との例がほかにありましたら、一つお教えをいただきたいと思います。

○船後政府委員 私の記憶する限りでは、ほかの方の法人のこういった構成状況を存じませんので、そりいした例を申し上げることはできません。御了承願います。

○有馬(輝)委員 法第三十五条の四項

で、評議員といものは非常に大きな権限を持っているわけでありますが、法第三十五条の第三項で、その選出については、各省各府の長が一人を選出することになつておりますが、今私が読み上げましたような各課長を任命しないで、評議員会に諮るも何もありはせぬであります。ただいま御指摘の第三十五条第三項によりますと、評議員も各省政府の長が選任するわけございませんが、この評議員の性格は、第一項にあります通り、加入組合を代表するものでございますので、各單位組合の仕事は、定款の変更、それから運営他連合会の業務に関する重要な事項、これらいつたものを決定することになつているわけであります。その決定にあたっては、先ほど申し上げましたように、第九条によりまして、全組合員の意向を反映するようになつて、ちゃんと規定づけられておりますが、今は、大蔵省当局の見解として、議を全くしているから、全組合員の意向を代表して、しかも十数年間スムーズに運営されてきたというお言葉をお聞きしたのでありますけれども、現在の千分の四十四の掛金率をきめます際には、スムーズに運営されて参りましたのですか。私は、この千分の四十四が決定されました経緯について、この際詳しくお聞きしておきたいと思いま

す。

○船後政府委員 千分の四十四の長期

でござりますが、こういう事業計画につきましては、連合会の執行機関でもつて原案を作成し、事前にこれを各單位共済に通知いたしまして、各單位共済の運営審議会で十分議論を尽くし、そして連合会の評議員が、それだけが同一人で構成されておるようなもののがほかにありましたら、一つお教えをいただきたいと思います。

○有馬(輝)委員 しかば、諸問機関に近い性格を持つておるものと執行機関との例がほかにありましたら、一つお教えをいただきたいと思います。

○船後政府委員 私の記憶する限りでは、ほかの方の法人のこういった構成状況を存じませんので、そりいした例を申し上げることはできません。御了承願います。

○有馬(輝)委員 法第三十五条の第二項

で、「前項の評議員は、連合会加入組合もつて組織する。」そうして、第三項で、「前項の評議員は、連合会加入組合に係る各省各府の長が、その組合員のうちから任命する。」ということになつておりまして、しかも、この評議員会の仕事は、定款の変更、それから運営他連合会の業務に関する重要な事項、これらいつたものを決定することになつているわけであります。その決定にあたっては、先ほど申し上げましたように、第九条によりまして、全組合員の意向を反映するようになつて、ちゃんと規定づけられておりますが、今は、大蔵省当局の見解として、議を全くしているから、全組合員の意向を代表して、しかも十数年間スムーズに運営されてきたというお言葉をお聞きしたのでありますけれども、現在の千分の四十四の掛金率をきめます際には、スムーズに運営されて参りましたのですか。私は、この千分の四十四が決定されました経緯について、この際詳しくお聞きしておきたいと思いま

す。

○有馬(輝)委員 明るいといふことと

とと一緒なんですか。

○船後政府委員 当然評議員は各組合を代表しなければならないものでござりますと、三十六年度の事業計画によります。

運営審議会があるわけでありますか

運営審議会があるわけ

上からいたしますれば、あるいは特別に相当するものがゼロであります。これが逐次一%、二%というふうにふえております。そういう運営をとつておりますので、共済制度運営の目でもつて準備金をすべきであったということは、今日ではちよととかのぼっていかんともしがたい問題であると考えております。

○有馬(輝)委員 その十月に引き継がれたときのいわゆる雑収入部分といらのはどの程度あつたのですか。
○船後政府委員 これは毎年々々の勝負でございますので、引き継がれたものはございません。

○有馬(輝)委員 先ほど申しましたように、中途半端であります。時間が都合がありますので、ただ最後に一言お伺いしておきます。先ほどお尋ねいたしました審議会の理事の構成並びに評議員会の構成については、私は、どう考えて、課長の御説明にまかわらず、組合員全員を代表すべく者とは考えられないわけなんです。ところ邊について、大蔵省としては将来彈力性のある考え方をしておられるのかどうか、この点について再度お聞かせおきを願いたいと思います。

○船後政府委員 運営につきましては、仰せの通り、民主的にかつ広く組合員の利益を考慮して行なうのが共済組合の本旨でございます。現在の構成がずっと今後にわたり絶対に正しいのだというわけのものでもございませ

ん。従いまして、御趣旨の線に沿いまして、運営方法につきましては十分検討いたしたいと思います。

○足立委員長 本案に関する質疑は次に申しましても、明治時代は恩給納金に相当するものがゼロであります。これが逐次一%、二%というふうにふえております。そういう運営をとつておりますので、共済制度運営の目でもつて準備金をすべきであったということは、今日ではちよととかのぼっていかんともしがたい問題であると考えております。

○足立委員長 次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案及び昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を一括して講題いたします。

質疑の通告があります。これを許します。堺昌雄君。

○堺委員 最初に、ちょっと、恩給局が入っておられると思いますから、恩給局の方にお伺いいたします。

今度恩給法の改正が行なわれることになっておると思うであります。そこで、海外引揚者について、初めてから外國政府の職員であつた者が引き揚げ後公務員になりました場合には、これは通算されるのか、あるいは、たとえば満州国における開拓義勇軍といふか、こういうところ、あるいは協和会等の政府機関と同様な状態のところに、当時の国内の政治的な要請に基づいて内地の公務員であつた者が赴任をして、そうして戦後引き揚げをしてまた再び公務員に復活をした場合に、これらのもと通算をされるのかどうぞお伺いしておきたいと思います。

○八谷政府委員 ただいまお尋ねの、今国会に提案いたしております恩給法等の一部改正の法律案の内容の一点でございますが、満州国政府職員として

の期間を恩給公務員期間に通算するという措置をとつております。これは、戰前におきました、日本國政府から、日本國政府の恩給法上の公務員が満州國の方に出向になりましたして、そしてまた再び日本國政府の恩給公務員に戻ってきた、こういった人たちにつきましては、戦前から、昭和十八年でございましたが、満州國時代の在職期間を恩給に通算する、こういう措置が講ぜられておつたわけであります。ところで、こちらの日本國政府の方から向こうに

出向させましたけれども、終戦になつてしまいまして、そうして、引き揚げて参りましたけれども、本局長の方ではいろいろな事情からその人を採用することはできない、まあこういうよう人がございます。そこで、そういうよ

うな人につきましては、終戦後の特殊事情にかんがみまして、満州國時代を通算して恩給を支給しようというの

が、退職手当でどこまでも引き続

き続いであります。

それから、退職手当でございま

す。

員であるとか、あるいは開拓義勇軍の職員であるとか、こういうふうないわゆる日本で申しますと官吏あるいは待遇官吏、満州國におきましたても官吏、待遇官吏がございましたが、やはり恩給法で扱うのは満州國における官吏、待遇官吏といらものだけを恩給の方でございます。従いまして、その協和会の職員あるいはその他の公法人の職員といらものはそれには含まれない、こ

ういう考え方でやつております。

○堺委員 今回の退職手当の関係で、恩給法の取り扱いとしては、今伺いましたように、当初満州國職員であつた者が引き揚げた場合には認められることがあります。そこで、そういうよ

うな人につきましては、終戦後はこの法案の政令によって処理される部分の該当の部

分だと思つてあります。大蔵省側と

しては、そいたしますと、今の恩給

の取り扱いに準じて、少なくとも外國

政府職員として勤務した者につい

ては、これを通算することができるよう

に配慮しておられるかどうか。初め公

務員で次に外國政府公務員といふの

なくて、今の恩給法の取り扱いは、今

もお詫びになつたように、当初満州國

の職員、それから引き揚げて日本の公

務員といふ場合には、今回の改正で通

算をしたいということを申しておられ

ます。が、退職手当の方ではそういう取扱いが考慮されておるかどうか、お

伺いたします。

○船後政府委員 問題は共済組合と退

職手当と二つあるわけでございま

すが、共済組合の改正法案におきました

がございましたので、そらした満州國

政府職員としての期間を通算するとい

う措置を拡大して適用していくこと、こ

そば内地の公務員であるべき者が、たま

たま外國の満州國において大学を卒業し、そういう客觀情勢のために内地に

者を率先して満州國政府の職員としよ
うとしたという歴史的な事実の上に立
つならば、それは本人の特定の希望に
よつて行なわれたのではないか、その
当時の政治的な要請がもとになつてお
るという判断が私は成り立つと思うの
ですが、そういう場合には、少なくとも
内地に育つた者はおそらく内地の公務
員となつて出向したでありますよ
が、当時長い年月にわたつて日本は満
州の經營をしておつたわけであります
から、純粹に満州に育ち、満州の学校
を卒業して、そつして当然内地の公務
員になりたいけれども、当時すでに満
州國としてのいろいろな要請があつ
て、先にそつちになつたという者の場
合には、私は事実関係から見ると取り
扱いがいさか公平を欠くようにも思
うのですが、これを拡大してはいけない
といふ積極的な理由があるのかどう
か。すでにこれらの方は今後に拡大を
する予想のあるものではなくて、すで
にもう限られた範囲の中で残されてお
る者の取り扱いができますから、限定
はされたものであつて、今後の取り扱
いに支障を来たすものではない。そう
するならば、恩給法の取り扱い等にお
いても考慮されておるもののが、当然本
質的に性格を同じうするところの退職
手当についても適用されてしかるべき
であると考えますけれども、一考する
余地はないのかどうか。

態であるとか、いろいろな性格がござりますが、いずれにいたしましても、そういうたある雇用主に一定期間勤めたりために出る日本特有の制度でござります。その面に着目いたしますと、満州国政府でお勤めになつたという期間は、やはり満州国政府が雇用主でございましたので、それを退職手当がもつたかなかつたか、あるいはまた制度があつたとしても、混乱時に受け取らなかつたという方もございましょうけれども、建前といたしましては、それぞれの雇用主がみずからのお責任でその勤務期間に対しても退職手当を支払うという建前であらうと考えております。現在の退職手当法はそういった建前を貫いておりますので、職員がいろいろな異動をいたしました際も、一人の雇用主から退職手当をもらえば、もうその期間は問題としない。たとえば職員が一回退職いたしまして再び再就職したケースでございますが、恩給なり年金の場合には、やはり年金権付与といふ目的がござりますので、一時金はかりにもらつた期間がありましても、あとで年金権を付与するために合算するということを恩給でも共済年金会社でもどつております。ところが、退職手当の方では、一度勤めまして退職いたしまして、そして退職手当をもらつたという期間は、原則としてあの再就職時には問題といたしております。それを特に問題といたしておらぬのが、終戦時の混乱という、個人の力をもつてしてはいかんともしがれいあの引き揚げ、追放の問題、これがけは勤務期間を引き継ぐという特例を適用いたしておる次第でござります。

○ 堀委員　國家公務員退職手当法施行令第三条第三項の規定による解釈運用方針といふ中で、旧南滿州鐵道とか、滿州電車とかいろいろなものが、取り扱いの例としてこれらのものが適用されるということになつておるようですが、そつとすると、これららの者と滿州國政府の職員との関係は、滿州國政府の職員である方が次元が低いといふうに理解することになりますか。

○ 船後政府委員　ただいま御指摘の取り扱い通達は、他方政令の施行令の第三項の第三号でござります。これは外國政府はもつらん政令の方で無条件に入つておりますし、この取り扱い通達に譲つておりますのは、こういつた特殊法人で特に政府と密接な関係のあるものを列挙しておるわけであります。この限りにおきましては、先ほど問題になりました退手法の方がむしろ恩給系統よりも進んでおるという一つの面であります。

○ 堀委員　もう一つ、実は帰還をされ、退職手当を一回もらつた方、それがまた再就職をされた格好で、今度はこの法令では改善をされておるといふ点の問題でありますけれども、引き続き受けた方と、昭和二十一年、二十二年ごろに帰還をして、当時の非常な混亂時期に五百円なり千円なりの退職手当を一回もらつた方であります、その後また就職をされている方と、初めからもらわないのでいた方との差といふものが著しく、実は半分くらいしかもら

えない格好になつておる。ところが、実際にそのころの金額でもらつたもの 자체は、非常なインフレーションの中であつて、実際に今のが金額に換算してみると、あまりにも零細であるといふ事実があるわけであります。これについては今度改正をされまして、通算のいろいろな率によつてこれまでよりも改善をされておる点は非常に多くするものであります。もう少し何かこれを他の通算をされておるものに近づけるようなら工夫はないものかどうか、一つ伺つておきたいと思ひます。

○船後政府委員 御指摘の通り、引揚時のインフレ期におきましては、退職手当としては数百円程度であったらうと存じます。ただ、これを返還するからとの期間をつけなげという御要望もあるわけでござりますが、そういたしますれば、終戦当時のあの非常なインフレ期におきまして種々の一時金があるわけであります。そういった一時金につきましても、同様今日の目で見ますれば、なほおかしな面がござりますが、そいつた一連の措置がどうなりますか。それらとの関連におきましてなお今後も検討いたしたいとは存じますが、退手法だけで解決いたさうとすれば、やはり今回提案いたしましたような支給率で調整して長期勤続の有利性を保証する、これ以外には方法がないと考えております。

○平岡委員 ただいま上程の諸法律案は、旧令、新令通算シリーズでありますので、この際恩給局長にお伺いします。治安維持法該当事者の恩給法上の扱いはどうなつておりますか。

○八幡政府委員 恩給法におきましては、恩給法の第九条で、その処刑され

戸辰男先生の場合であります。東大に在職されましたが、例のクロボトキンの論述で、治安維持法の該當者として追放されたわけであります。この場合、東大の在職年と広島の在職年はそれぞれ何年だったでしょうか。

○八巻政府委員 ただいまのお尋ねですが、森戸先生の在職年は、調べてみますと、失官前の在職年が五年十一ヶ月、再就職後の期間が十二年五ヶ月、三十六年三月まで計算いたしましてそういうことになつておるようであります。

○平岡委員 森戸さんの場合に、われ

われが直感に考えまして、この方の恩

給法上の取り扱いとしての在職年数

は、五年十一ヶ月と十二年五ヶ月、兩

方合わせまして十八年何ヶ月が妥当で

はないかという感じをいなみ得ないの

です。ところが、恩給法上では、その

ことがそろはならぬということです。

この矛盾をどういうふうに御解明

いただけますか。

○八巻政府委員 ただいまのお尋ねの

通り、確かに失官前の期間五年十一カ

月とその後の再就職してからの十二年

五ヶ月を加えますと十八年ぐらいにな

るわけでありますと失官前の在職

年、すなはちその在職中禁錮の刑に処

せられたということによつて、在職年

の利益を失つた五年の期間がふいにならなければ、今度退職なさつても恩給

権が獲得できる、こういうわけだと思

うのです。従つて、個人的には非常に

お気の毒だと思っておりますけれど

も、この法規の上では、その犯罪の行

なされた理由のいかんを問はず、第五

十二条の二号では、「在職中禁錮以上ノ

刑ニ処セラレタルトキ」は、その在職

について思給を受ける資格を失うとい

うことと、五年十一ヶ月が除算され

る、こういうことになるわけでござい

ます。従いまして、現行法の規定の解

釈上あるいはそれに基づきます裁定上

はいかんともなしがたい、こう思つて

おります。

○平岡委員 過去の伝承に基づく思給

法を尺度にする限り、あなたのお答え

は正しいでしよう。しかし、先ほど私

が提起しました森戸さんの場合の十八

年何ヶ月とされるべきであるというわ

れわれの判断も、やはり相当支持され

ると思うのです。そこで、この矛盾を

解決するため、現状の恩給法とい

うものをもつと前進させて、これを改正

して、こうした方を救済すべきである

と私は考えておる。政府は救済する意

思がござりますかございませんか。

○八巻政府委員 今後の立法政策とし

て、こういう方々についてどういうふ

うな措置をとるかということは非常に

むずかしい問題でございまして、お説

のようないう意見も立ちますし、また、一

方においては、そうすべきではない、

およそ官吏の服務規律が厳正であった

ことに対しても、恩給についてはや

りそれに対応した待遇をすべきであ

るという意見もありましたようし、ま

た、たとえば先生の御意見のように、い

たしましても、その場合には、犯罪の

原因について、治安維持法だけはいい

んだ、懲戒免職はいけないのだ、あるいは

占領目的の違反行為だけはいいんだ

とか悪いのだとか、そういうふうな価

値判断というものは非常にむずかしい

わけでございます。従いまして、その

お氣持はよくわかりますけれども、

立法政策として考えます場合も非常に

むずかしい問題がある、こういうこと

になります。従いまして、現行法の規定の解

釈上あるいはそれに基づきます裁定上

はいかんともなしがたい、こう思つて

おります。

○平岡委員 立法技術上むずかしいと

いふことですね。本旨はこれを救済し

なければならないとお考えですか、どう

になります。従いまして、現行法の規定によりますと、退

職手当は、国家公務員法第八十二条の規

定による懲戒免職の処分を受けた場合

には、これを支給しない、かように

なつております。ところが、當時の

レッド・ペーパーといたしましては、懲

戒免職になった者もごく少數ございま

すが、大部分の方は依頼免職といふよ

う形式もあつたわけでござります。

それでは、なぜこの問題で、當時の

レッド・ペーパーといたしましては、懲

戒免職になつた者もごく少數ございま

すが、大部分の方は依頼免職といふよ

う形式もあつたわけでござります。

○船後政府委員 やはり問題は、ただ

いまこの問題で、治安維持法と同じよ

うことです。今の恩給局長がお答え申し上げました

が、給与課長にお伺いしたいわけで

す。今の恩給局長の個人的な考え方とし

て言われた点を予断として抱かないで

お答えをいたさないのですが、終戦

後問題で、治安維持法と同じよう

な、これは若干占領軍が完全な介入を

しなければいけない、そして公務員と

して国民に奉仕しなければいけない、

そういうふうな義務のもとに立たされ

ておりますから、従いまして、これ

は、いうふうな義務のもとに立たされ

かつたということで復職しているというような事実があるとすれば、その者にとつては、これは回復しがたい損害を、一方的に、しかも誤った判断のときにやられた。こういうようなこともあります。しかもそれがGHQのそういう覚書か何かに基づいてやられた。これを、当時の政府が、大速でそういう非常に單入なことをやらせて、しかもその判定のあやまちを認め、復職をさせた。こういうような場合に、これを何とかこういう退職手当の面でも救済する措置を講ずるといふようなことは、これはじつて当然のことだと思います。公職追放の場合には、今度はその期間が通算をされるというようなことにもなるわけであります。その問題との関係をどういふふうにお考えですか。

れども、この問題もまたあと尾を引く問題でありますから、いつかまたやろうと思いますけれども、政務次官、今私が質問した点についてどうお考えですか。

○大久保政府委員 先ほど来、堀さん、広瀬さんその他の皆様から御質問の点は、まことに建前上困難な問題でござりますけれども、しかし森戸さんのようにお気の毒な方もおありであるわけであります。われわれといたしましては、今後恩故法または恩給法等の諸規定を考えました上で、それらお気の毒な方に対する措置をどうするかといたしましては、各派共同提案の修正案がございまして、かように考える次第であります。

第七条の二第一項に係る部分及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

昭和二十八年八月一日から昭和三十六年二月二十八日までの期間（以下「適用期間」という。）内に退職した者につき、新法附則第九項の規定を適用してその退職手当の額を計算する場合においては、勤続期間に関する事項のうち同項に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額その他当該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者について適用されていた退職手当の支給に関する法令（以下「退職時の法令」という。）の規定によるものとする。ただし、勤続期間に関する事項のうち新法附則第四項に規定するものについては、政令で別段の定めをすることができる。

4 適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定の適用を受けるもの（そのものの退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族）が適用期間内に死亡した場合においては、当該退職に係る新法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族（当該退職した者の退職が死亡による場合には、その者の他の遺族）で適用期間内に死亡したもの以外のものに対し、その請求により、支給す

5 新法第十二条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又

6 適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定の適用を受けるものに退職時の法令の規定に基づいてこの法律の施行前に既に支給された退職手当（そのものの退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の法令の規定に基づいてこの法律の施行前に既に支給された退職手当）は、新法及び附則第三項の規定による退職手当（前二項に規定する遺族に支給すべき新法及び附則第三項の規定による退職手当を含む。）の内払とみなす。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、約一億円である。

○足立委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。毛利松平君。

○毛利委員 国家公務員等退職手当法案について、提案の理由を御説明申し上げます。

修正案の案文はお手元にお配りいたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

御案内の通り、今回の改正案は、外地官署引揚職員、外国政府職員等で、あつた者が、昭和二十八年八月一日以降、本邦に帰還した日から一定期間内に国家公務員等として再就職した場合に、勤続期間の計算について特例を設けることとしたこと、及び外地官署引揚職員等が退職した場合に支給する退職手当の額の計算について特例を設けたこととしたこと、

するものであります。これらの特例は、いざれも本年三月一日以降の退職にかかる退職手当について適用することいたしております。

しかし、右のうち、退職手当の額の計算の特例につきましては、退職手当の支給率と密接な関係がありますし、また退職手当は本来適用すべき現実のものではないと思われますので、これは適用することを適当といふべきませんが、動統期間の特例につきましては、引揚職員等の特殊事情に基づくものであります。本年三月一日以降の退職者と何ら区別すべき理由がなきと思われますし、また、この種の動統期間通算の問題は、現行法の建前から、将来発生する問題でなく、過去の限られた問題である等の事情にあります。この際、改正後の動統期間の計算の特例に限り、昭和二十八年八月一日以降の退職にかかる退職手当について適用せしめることとしたのが、本修正案の目的及び内容であります。

す。

慮し、実情に即して緩和するこ

午後零時三十五分散会

○足立委員長 両法律案及び修正案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

まず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、修正案について採決いたしまず。本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これを原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は修正議決いたしました。

○足立委員長 次に、本案に対しまして附帯決議を付したいと存じます。

案文を朗読いたします。

政府は、外地官署引揚職員等の退職手当の計算の基礎となる勤続期間の取扱いについて、左記の諸点に留意して運用されたい。

(1) 外地官署引揚職員等の退職手当計算の基礎となる在職期間の通算措置を、終戦後の特殊事情等を考

(2) 前号の措置は、昭和二十八年八月一日以後の既退職者についても、遡及適用せしめること。

以上であります。

お詫びいたします。

○足立委員長 本附帯決議を付するに御異議ありますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本附帯決議を付するに決しました。

○足立委員長 次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

お詫びいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 なお、両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

書

〔別冊附録に掲載〕

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五六号)に関する報告書

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)に関する報告書

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一三三号)に関する報告書

昭和三十六年四月二十四日印刷

昭和三十六年四月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局